明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二一三）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委四一）
○深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約への締約国の追加に関する件（外務二三四）
○国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約への締約国の追加に関する件（同二三五）
○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約への締約国の追加に関する件（同二三六）
○有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約への締約国の追加に関する件（同二三七）
○保安林の指定をする件（農林水産一一〇〇～一一〇七）

二
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一一〇八～一一二六）
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（国土交通六七二）
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（同六七三～六七五）
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一三七）
○道路に関する件（中国地方整備局五六、五七）

〔人事異動〕
内閣府　復興庁　財務省　最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）

〔公告〕
諸事項

官庁
土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

三

告示

○総務省告示第二百十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月六日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　平成二十九年度豪州における日米共同訓練部隊
二　国外派遣期間　平成二十九年七月七日から平成二十九年七月十九日まで
三　派遣人数（概数）　六十人程度
四　派遣地域　オーストラリア連邦クイーンズランド州

○政治資金適正化委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年七月六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五二五七	二九、六、一四	奥田　善朗
五二五八	二九、六、一四	廣瀬　昌邦
五二五九	二九、六、一四	斉藤　章
五二六〇	二九、六、一四	塚松　卓也

○外務省告示第二百三十四号

平成六年六月十七日にパリで作成された「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約」の締約国につき、平成二十九年六月十五日現在で、次のとおり追加があった（平成二十年二月二十日外務省告示第百十二号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
ニウエ	平成十年八月十四日	平成十年十一月十二日
クック諸島	平成十年八月二十一日	平成十年十一月十九日
ソマリア連邦共和国	平成十四年七月二十四日	平成十四年十月二十二日
イラク共和国	平成二十二年五月二十八日	平成二十二年八月二十六日
エストニア共和国	平成二十四年二月八日	平成二十四年五月八日
南スーダン共和国	平成二十六年二月十七日	平成二十六年五月十八日

平成二十九年七月六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第二百三十五号

平成十年九月十日にロッテルダムで作成された「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」の締約国につき、平成二十九年六月十五日現在で、次のとおり追加があった（平成二十一年五月八日外務省告示第二百七十八号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
コロンビア共和国	平成二十年十二月三日	平成二十一年三月三日
コスタリカ共和国	平成二十一年八月十三日	平成二十一年十一月十一日
イスラエル国	平成二十三年十月三日	平成二十四年一月一日
インドネシア共和国	平成二十五年九月二十四日	平成二十五年十二月二十三日
チュニジア共和国	平成二十八年二月九日	平成二十八年五月九日